

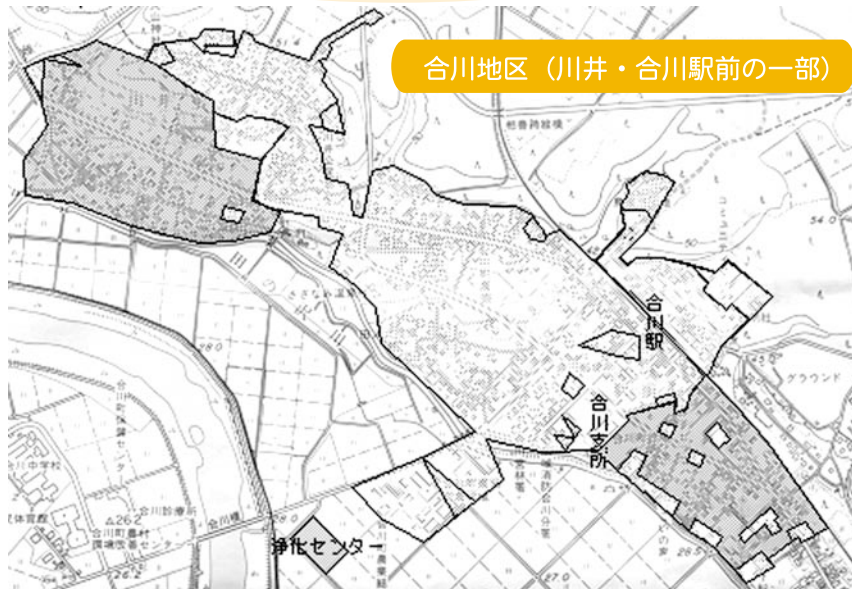
合川地区では、10月15日より
公共下水道の使用区域を右の図のと
おり拡大します。

一日も早い機会に下水道へ加入し、生活環境の改善と公共用水域（河川等）の水質保全にご協力をお願いします。

生活排水の接続期間が供用開始日から1年以内（水洗トイレへの改造は3年以内）となっていますので、速やかな加入をお願いします。

また、下水道使用料の納付には、
口座振替による納付方法もあります
のでご利用ください。

なお、市ではトイレの水洗化工事を助成するため、無利子の融資あっせん制度を設けています。希望される方は、排水設備工事の申込みの際に、市排水設備指定工事店へその旨申し出て下さい。



～第1号被保険者への独自給付～

第1号被保険者への独自給付には、付加年金、寡婦年金、死亡一時金などがあります。

●付加年金

付加保険料（月額400円）を納付したことのある人が、老齢基礎年金を受けることになったときに、上乘せして給付されます。ただし、付加保険料を納付できるのは、第1号被保険者（保険料の納付を免除されている方及び国民年金基金の加入員を除く）だけです。

付加年金の年金額は、付加保険料納付月数×200円です。

●寡婦年金

第1号被保険者の保険料納付済期間または保険料免除期間が25年以上ある夫が死亡した場合に、10年以上婚姻関係にあった妻が60歳から65歳に達するまでの間に支給されます。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金の受給権者だったり、老齢基礎年金の支給を受けていたときは、寡婦年金は支給されません。

寡婦年金の年金額は、夫が受けられる老齢基礎年金の4分の3です。

●死亡一時金

第1号被保険者の保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数とを合計した月数(A)が36月以上ある人が、老齢基礎年金または障害基礎年金のいずれの支給も受けないで死亡したときに支給されます。

ただし、その人の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいるときは、死亡一時金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、どちらかが支給されます。

死亡一時金の額

月 数 (A)	金 額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※付加保険料を3年以上納めている場合は
8,500円が加算されます

巢地区における浸水想定図が、国土交通省能代河川国道事務所によって策定されました。

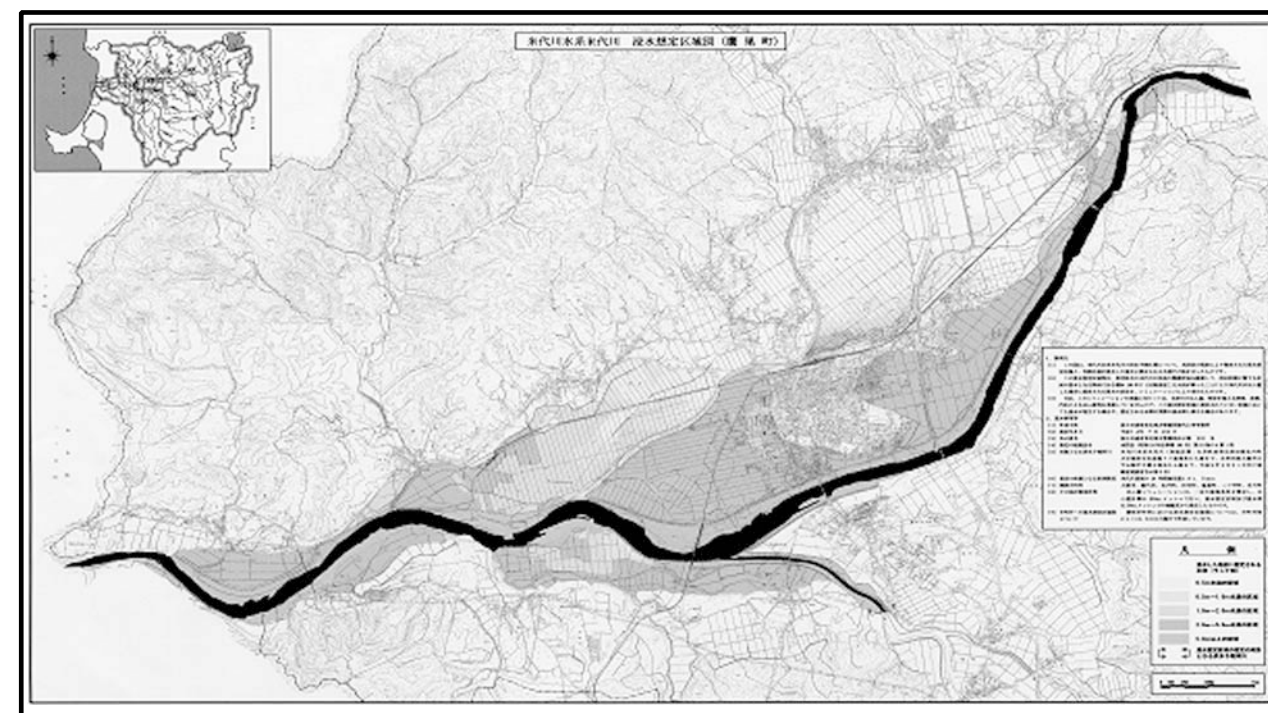
鷹巣地区における浸水想定図が、国土交通省能代河川国道事務所によって策定されました。

また、下の図を基に、県立鷹巣農林高等学校において手作りのハザードマップも作られ、去る 8 月 30 日において市役所に寄贈されております。市におきましても、浸水想定図、農林高校のマップを参考に、ハザードマップの作成に取り組んでいきたいと思います。

パソコンをお持ちの方は、米代川堤防が破堤した場合のシミュレーションも、下記ホームページにて公開していますので、もしもの場合に備え確認してください。

【ホームページアドレス】 www.thr.mlit.go.jp/noshiro/

「米代川の時系列洪水氾濫シミュレーション」です。



別警戒水位とは、洪水による災害発生の可能性があり、中小の河川に避難が必要になる恐れがで
きとを河川流域の市民の皆様へ知らせる新しい規準で、秋田県知事が定めております。

北秋田市では、阿仁川において3箇所の水位観測所において設定され、特別警戒水位に達した段階で、防災無線・広報車・有線等で避難方法、場所等を周知します。

【水位観測所】

観測所	指定水位	警戒水位	特別警戒水位	計画高水位
阿仁前田	2.10 m	3.00 m	3.70 m	4.00 m
米内沢	2.50 m	3.00 m	4.50 m	4.80 m
木戸石	3.00 m	4.30 m	5.00 m	5.20 m

- ・指定水位 : 水防団が待機状態に入る目安になる水位
- ・警戒水位 : 水防団が出動する目安になる水位
- ・特別警戒水位 : 避難の参考となる水位
- ・計画高水位 : 安全に水を流すための設計水位